

三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針

令和5年2月20日

三芳町教育委員会

I 基本方針策定にあたって

近年、家庭及び地域社会における子供の社会性育成機能の低下や少子化の進展が中長期的に継続することが見込まれることを背景として、学校の小規模化に伴う教育上の諸課題がこれまで以上に顕在化することが懸念されています。国では、公立小中学校の設置者である市町村に対し、地域の実情に応じ、教育的な視点から少子化に対応した活力ある学校づくりのための方策を検討していくことを求めています。

三芳町においても、人口減少及び少子化等の将来的な見通しや三芳町の教育理念、国・埼玉県・三芳町が目指す児童生徒像、学校施設の老朽化等を踏まえ、限りある財源の中で望ましい学校教育環境を整備することなどへの対応が必要となってきました。

このような状況の中、三芳町立小中学校の適正規模適正配置の基本的な考え方を検討する外部委員会として、令和4年5月、学識経験者をはじめ、教育関係者、保護者等により構成する「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会」を設置し、適正規模と適正配置の観点からよりよい教育環境の整備に向けた検討を開始しました。本委員会においては、保護者や児童生徒等へのアンケートについても実施し、令和4年12月、「三芳町小中学校適正規模適正配置検討委員会報告書」が提出されました。

三芳町教育委員会は、この報告書の提出を受け、子どもたちにとって望ましい教育環境を整備するという観点から、今後の三芳町立小中学校の適正な規模及び配置の基本となる方針として、検討の基準となる規模及び配置に係る事項を以下のとおり定めることとします。

なお、本方針については、教育制度の変更や社会情勢の変化等が生じた場合、必要に応じて見直しを行うものとします。

II 三芳町立小中学校適正規模適正配置の基本方針

1 基本的な考え

三芳町教育委員会では、三芳町の教育における基本理念である「豊かな知性と感性をはぐくむ三芳教育～生きる力をはぐくみ ぬくもりのある豊かな地域社会を拓く～」の実現をはじめ、三芳町 GIGA スクール構想に示される「個別最適な学び」や「協働的な学び」により、児童生徒のよさや可能性を伸ばし、資質・能力の育成を進めています。

学校が小規模化していくことにより、きめ細やかな指導や人間関係が深まりやすく、様々な活動機会が設定しやすくなるというよさがある一方、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会、切磋琢磨する機会が少なくなる、学校行事や体育、音楽等の集団活動に制約が生じる等の課題があります。また、人間関係や相互の評価等が固定化しやすくなる等の課題もあります。中学校においては、学級数の減少により、全ての教科で専門の免許を有する常勤の教員が配置できない事態も想定されます。これらより、三芳町の特色ある教育をより一層推進し、実現を図るためには、一定の学校規模が必要と考えます。

また、適正な配置については、学校再編等における通学路の設定や新たな学校の設置において児童生徒の安全面と心身の過度な負担とならないことを前提とした通学方法を検討することが望ましいと考えます。

以上を踏まえ、下記を適正規模適正配置の条件とします。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 多様な人間関係を育むため、適正な学級集団の規模であること② 一定の教職員数が確保でき、経験年数や専門性等、バランスのとれた教員集団であること③ 中学校は全ての教科で専門の免許を有する教員数が確保できる規模であること④ 登下校において、児童生徒の心身に過度な負担にならない配置であること |
|---|

2 町立小中学校の適正規模

学校では、教科等の知識や技能を習得できる環境を提供することはもちろん、児童生徒が集団の中で、多様な考え方に触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要です。

三芳町の子どもたちを誰一人取り残すことなく、「個別最適な学び」と「協働的な学び」により、よさや可能性を伸ばし、資質・能力を育成するための望ましい教育環境という観点から、以下のとおり学級数の基準を定めます。

① 小学校

多様な考え方に触れるとともに、新たな人間関係を築くため、クラス替えが可能である1学年2学級以上

② 中学校

小学校と同様にクラス替えが可能であるとともに、全ての教科で専門の教員数を確保できる、全学年で12学級以上

3 町立小中学校の適正配置

新たな通学路の設定や学校の配置に当たっては、児童生徒の安全面を第一に、心身の過度な負担とならないことを考慮し、以下の通学距離を三芳町における適正配置の基準とします。

① 小学校

おおむね3 km 程度

② 中学校

おおむね4 km 程度

※上記の距離を超過する場合は、安全面に配慮した通学方法について検討する。

4 配慮すべき事項

今後、適正とする規模を下回る場合には、保護者や地域の方々との合意形成を図りながら学校再編等の検討を進めていくものとします。なお、検討にあたっては、地域の特性を捉えながら、子どもたち同士の学び合いを含めた多様な人間関係を育むためのよりよい教育環境を創造していくことを重視します。

Ⅲ 検討体制について

本方針において示した三芳町立小中学校の適正規模及び適正配置の基準等を踏まえながら、今後、学校の適正規模・適正配置に係る検討を深化させていくこととします。検討に際しては、三芳町学校再編等審議会を設置して、学校再編計画について諮問することとします。これにより、学校関係者や保護者、地域の方々との合意形成を図りながら、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を進めます。

また、検討経緯については、町のホームページを通じて情報発信を行い、説明会等を適宜実施していくものとします。